

平成 27 年度 第 1 回高知県社会福祉審議会

- 1 開催日 : 平成 28 年 1 月 26 日 (火) 18 : 00 ~ 20 : 00
- 2 場 所 : 高知共済会館 3 階「桜」
(高知市本町 5 丁目 3 - 20)
- 3 出席者 : 委員 28 名中 23 名出席 県職員 15 名出席
- 4 内 容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 1) 委員長・副委員長の選任、専門分科会委員の指名
 - ・委員の互選により、委員長は小田切委員に、副委員長は宮上委員に決定。
 - ・身体障害者福祉専門分科会（審査部会、更生医療部会）について障害保健福祉課から、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会について地域福祉政策課から説明した後、委員長が各分科会に所属する委員の指名を行った。
 - 2) 第 2 期高知県地域福祉支援計画（原案）の説明及び質疑

【主な質疑内容】

●資料 3 51 ページの「あったかふれあいセンター」と「集落活動センター」の連携について、私も以前ある中山間地域で生活していたが、両者の活動内容が重複している部分があるという印象を受けた。2つの事業を統合してはどうかと感じた。

(事務局)

両事業は、ご指摘のとおり活動が重複する部分もあるが、異なる部分もあるので、「連携を進める」といった記載としている。両事業の一体的な運用に向けて、本計画に基づいて取り組んでいきたい。

●資料 3 51 ページに、「地域住民の取組に、地域おこし協力隊や大学生が関わることで、地域外の視点や若い力を活かした取組も進んでいます。」とあるが、地元の青年団や商工会、JA の青年部も活動している。地元の若者も頑張っているという旨も記載していただきたい。

(事務局)

検討する。

●ボリュームのある計画だが、本当に実行できるのか。計画を実行することが重要だが、実行のための工夫などは検討しているか。

(事務局)

資料 3 23 ページ「計画の推進体制」に記載しているが、日本一の健康長寿県構想推進会議において具体的な施策の進捗状況を報告しながら進捗管理を行っており、その中で PDCA

サイクルを回していく。また、本審議会でも進捗状況のご報告をさせていただく。取組を進める中で、目標の達成状況がよくない場合などには、適宜計画を見直すなどにより、確実に実践されるようにしていきたい。

●資料3 37 ページの「県の具体的施策」の中の「児童に関すること」について。「市町村における児童虐待問題などへの相談体制の充実・強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、児童相談所が中心となり積極的に支援する」とあり、それに対する 38 ページの数値目標が、要保護児童対策地域協議会を開催する市町村を増やす、となっている。こういったアウトプットだけでなく、要保護児童対策地域協議会で挙げられるケースに応じた支援がされているかという評価など、アウトカムを評価すべきでは。

(事務局)

市町村の児童虐待対応の基礎である、職員の質向上・専門性の確保については、現在も研修などを継続しながら取り組んでいる。その取組の中で、実際に市町村が児童虐待の個々のケースに対応していく際に重要になるのが、「要保護児童対策地域協議会」である。この要保護児童対策地域協議会に、様々な機関の方に参加をしていただき、ケース検討したものを、地域の見守りの機能を強化していくことを考えている。支援の成果として会議の開催状況を数値目標にさせていただいているが、児童虐待の対応については数値で表しにくい部分があるので、ケースの進行管理を確実に行うという意味で、この数値目標にさせていただいている。

●進行管理だけでなく、実際に現場で支援を行っている方が、支援を行い易いように、行政にも取り組んでいただきたい。

(事務局)

ご指摘いただいた内容については、来年度予算に向けて検討している最中であり、現時点ではお答えしづらい点もあるが、ご理解いただきたい。

●資料3 58 ページ「県の具体的施策」の、「民生委員・児童委員の基本的な役割、具体的な活動、個人情報の適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います」について。民生委員が取得した個人情報を適切に取り扱い、その情報を市町村や社会福祉協議会が吸い上げていかないといけないと思うが、個人情報の取扱に関して厳重な縛りがあると、民生委員の所持している情報が市町村や社会福祉協議会に伝わりづらくなる。それでは意味がないと思うので、考慮していただきたい。例えば、災害時要配慮者対策の部分だと、市町村が所持している個人情報について、本人の同意を得てから関係者に名簿が提供されるということだが、情報の取扱に関して民生委員が負担に感じる可能性もある。

(事務局)

民生委員・児童委員への個人情報の提供については、市町村の個人情報保護条例などの

規定の関係もあり、難しいところ。本人の同意が得られれば個人情報を他に提供することが可能になるので、本人の同意を得やすくしていく工夫が必要。様々な広報・啓発活動も含めて取組を進めていくよう検討中である。

●本来の個人情報保護というのは、個人情報が漏れることにより、迷惑を受けることを防ぐためのものであり、行政サービスに関しては、あまり過剰反応しなくてよいのではないかと。

(事務局)

個人情報を共有する先は、自治会や周辺住民の方など、必ずしも行政機関に限らないので、難しい面もある。

避難行動要支援者名簿については、全市町村で作成済みという状況であるが、これを如何に、民生委員や地域の町内会、自主防災組織の方に提供できるかが重要になってくる。本人の同意を得るように市町村に積極的に呼び掛けをしているが、まだまだ不十分な部分もある。命を繋ぐための重要な取組という点を理解していただき、同意を得て、関係者に提供できるよう取り組んでいきたいと考えている。

●本人の同意が得られず、なかなか名簿が提供されてこないという実情があるので、本人から同意を得る以外に方法がないのか、また、同意を取るためにどういった工夫が必要かという点も含めて検討いただきたい。

●資料3⁴⁴ ページに、社会福祉法人についての記載があるが、社会福祉法人の立場から言うと、各社会福祉法人にどのような役割を担ってもらいたいのかを記載していただいた方が、ある程度の方向性が見えてくるのでやりやすい。実際、「何を行ったら良いのか分からない」という意見も挙がっている。

(事務局)

社会福祉法の改正案が継続審議となっている状況ではあるが、書きぶりについては検討したい。

●現に他県では、社会福祉法人で社会貢献を行っている例もある。記載し難い場合は、例示的な書き方や、他県の例を挙げる方法もあると思うので、検討をいただきたい。

●計画全体の中で、市町村の社会福祉協議会が役割を担うという旨の記載が多くあるが、現段階で市町村社会福祉協議会は、人員や機能面といった体制整備が十分なのか。あるいは、計画を進めていく中で、機能強化も同時に行うということなのか。

(事務局)

市町村の社会福祉協議会ごとに状況の違いはあるかと思うが、地域福祉の活動を中心として、関係機関への繋ぎや活動体制が十分に整っていない社会福祉協議会もあるという認識はある。そのため、本計画に基づき、研修や事案検討などを通して、組織体制の強化や職員のスキルアップへの取組を進めていきたいと考えている。

